

板橋区立保育所一時保育実施要綱

(平成 22 年 3 月 25 日区長決定)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区立保育所条例（昭和 36 年板橋区条例第 15 号。以下「条例」という。）及び同施行規則（平成 17 年板橋区規則第 26 号。以下「規則」という。）に基づき、板橋区立保育所（指定管理者が管理する保育所を除く。以下「保育所」という。）における一時保育を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(利用を不相当と認めるもの)

第 2 条 条例第 6 条第 2 項に規定する区長が利用を不相当と認めたときとは、概ね次のとおりとする。

- (1) 一時保育を行おうとする児童が、病児、病後児であること。その他、一時保育を行うことが困難であると認められること。
- (2) 条例第 5 条第 2 号に規定する児童の親権者、未成年後見人その他の児童を現に看護する者が次のいずれにも該当しない場合
 - ア 育児疲れの解消又は入院、通院若しくは出産
 - イ 冠婚葬祭
 - ウ 家族の疾病等による介護
 - エ ボランティア活動又は裁判員制度による審理への参加
 - オ その他、家庭での保育が困難

(利用日時)

第 3 条 一時保育の利用日時及び利用時間は、月曜日から土曜日までの午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、次の各号に掲げる日を除く。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (2) 1 月 2 日及び同月 3 日
- (3) 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで

(申込受付)

第 4 条 一時保育の申込みは予約制とし、利用日の 1 月前の日から前日までの間で、希望する保育所にて直接又は電話で受け付ける。

なお、特別な事情がある場合には、利用当日の申込みも受け付けることができる。

(利用申請及び面接)

第 5 条 一時保育を申請しようとする者は、利用日の前日までに、規則で定める申請書及び書類を提出するとともに、一時保育児童票（様式第 1）を添えて申込み児童とともに保育所長等の面接を受けるものとする。ただし、2 回目以降の利用の場合は、必要に応じて面接を行うこととする。

(給 食 費)

第 6 条 利用者は、給食の提供（おやつ等を含む。）を必要とする場合、児童 1 人 1 食につき 3 5 0 円の給食費を納付しなければならない。

(支払方法)

第 7 条 利用者は、保育所長に現金で使用料及び給食費を納付しなければならない。この場合において、子ども家庭支援センター発行の「すくすくカード」を利用することができる。

(利用者の義務)

第8条 利用者は、一時保育を利用するにあたっては、条例及び規則並びにこの要綱に定める事項を遵守し、保育所長の指示に従わなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

(付則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。